

大田区ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援) Q&A

令和8年8月28日時点

No	区分	質問	回答
1	補助対象者	対象者は誰ですか。	未就学児の保護者です。未就学児とは、0歳から満6歳に達する年度の末日までの児童です。 ※障がい児の場合は満12歳に達する年度の末日までの児童の保護者 ベビーシッター利用日時点で児童と同居し、大田区内に住民登録があることが必要です。
2		どのような理由で利用できますか。	日常生活上の突発的な事情や社会参加（保護者の残業や病気、自己実現、リフレッシュ、学校行事）など理由を問わず、一時的に保育を必要とする方が利用できます。 また、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方も利用できます。
3		保育園や幼稚園などの保育施設を利用しているも、対象になりますか。	保育園や幼稚園などに在籍しているも対象となります。
4		保育所等の待機児童でなくても対象になりますか。	待機児童でなくても対象となります。
5		育休中や在宅勤務の場合でも、対象になりますか。	対象になります。保護者の就労状況に関係なく対象となります。
6		区外在住で実家が大田区にあり、里帰りする場合は対象になりますか。	大田区に住民登録があることが要件のため、住民票が大田区にない場合は対象外です。 本事業の対象者は、大田区に住民登録がある児童と同一の世帯にある方です。
7	利用上限時間	補助の上限額を教えてください。	【日中利用分】午前7時から午後10時まで 1時間当たり2,500円まで 【夜間利用分】午後10時から翌午前7時まで 1時間当たり3,500円まで 上限額の範囲内で、純然たる保育サービスの提供対価を実績に応じて補助します。
8		対象となる時間数を教えてください。	児童1人あたり同一年度内144時間まで（多胎児・障がい児・ひとり親家庭は児童1人あたり最大288時間まで）です。 ※ひとり親家庭で多胎児（または障がい児）の場合でも児童1人あたり最大288時間までとなります。 なお、令和8年度に関しては、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの保育利用分が補助の対象となります。 年度の途中で大田区に転入された方で、同一年度内に都内の他の自治体で同事業を利用していた場合、その利用時間を合算して144時間（多胎児・障がい児・ひとり親家庭は児童1人あたり最大288時間まで）が上限となります。 詳しくはコールセンターにお問い合わせください。
9		1か月当たりの利用上限はありますか。	月当たりの利用上限はありません。 児童1人あたり同一年度内144時間まで（多胎児・障がい児・ひとり親家庭は児童1人あたり最大288時間まで）が上限となります。
10		30分や1時間30分等の1時間未満の利用時間の取り扱いを教えてください。	日中利用時間と夜間利用時間のそれぞれで、利用月ごとに合算した際に、1時間未満の利用時間が出た場合は切捨てて計算を行っております。
11		年度の途中で婚姻によりひとり親家庭でなくなった場合、年間の上限時間はどうなりますか。	婚姻の日が属する月の末日の利用分まで、上限時間は288時間とします。 (例) 1 2月15日に婚姻した場合 12月末日利用分まで上限288時間 1月1日利用分から上限144時間に戻ります。 ※12月時点で既に144時間を超えて利用されていた場合は、1月1日以降は本事業の利用ができません。
11-2		年度の途中で婚姻によりひとり親家庭でなくなりました。既に、交付決定時間の合計が200時間だった場合、144時間を超えた56時間分の補助金は返還する必要がありますか。	補助金の返還は必要ありませんが、婚姻日の翌月から、これ以上の利用はできません。 (例) 12月15日に婚姻、200時間利用している場合 1 2月末日利用分までは上限288時間 1月1日利用分から上限144時間となり、既に200時間利用しているため、これ以上の利用はできません。
12		年度の途中からひとり親家庭になった場合、その日から上限時間は288時間になりますか。	年度の途中でひとり親になった場合、翌月利用分から288時間となります。 (例) 1 2月15日にひとり親となった場合 1 2月末日利用分までは上限144時間 1月1日利用分から上限288時間となります。 ※1 2月15日時点で既に144時間を利用されている場合、1 2月15日～12月末日までの利用分は補助対象外となります。
13	補助上限額	補助の上限額を教えてください。	【日中利用分】午前7時から午後10時まで 1時間当たり2,500円まで 【夜間利用分】午後10時から翌午前7時まで 1時間当たり3,500円まで 上限額の範囲内で、純然たる保育サービスの提供対価を実績に応じて補助します。
14	利用する場所	自宅以外でも利用できますか。	利用できます。ベビーシッター事業者にご相談の上、保育に適切な場所であることを事前にご確認ください。
15		里帰り先での利用は対象になりますか。	里帰り先での利用も対象となりますが、交通費は対象外となります。 (例：大田区内在住で横浜市内の実家に里帰りした場合も、対象となります。) ただし、事前にベビーシッター事業者に相談し、対象となるベビーシッターを派遣できるかご確認ください。
16	対象期間	対象となる利用日、利用時間帯はいつになりますか。	毎日、24時間365日いつでも対象となります（土日、祝日、年末年始を含む）。
17	転出・転入	区外に引っ越す予定があります。転居後に申請することはできますか。	転居後に申請できます。 大田区に住民登録がある間に利用した分が対象となります。 (大田区への転入日以降は対象、転出日以降は対象外です。また、最終提出期限を過ぎている場合は申請できません。) ※転入日当日の利用は転入先の自治体への申請になります（転入先も同事業を実施している場合に限ります）。
18		転居後に申請する場合、住所はどう記載すればよいですか。	申請書の裏面下の空白欄に転居後の住所を記入してください。（交付決定通知等の送付先となります）
19		前の自治体で同じサービスを利用していました。年度内で144時間が利用上限でしたが、大田区ではどのように扱いますか。	前の自治体での利用時間を考慮して計算します。 年度内の合計が144時間を超えない範囲で、ご利用いただけます。 (例：今年度以前自治体で130時間利用した場合 →大田区では14時間まで対象)
20	対象事業者	どの事業者を利用すればよいですか。	東京都福祉局「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）」に記載されている認定事業者をご利用ください。 なお、認定事業者に「東京都ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」と必ずお伝えください。
21		対象となるベビーシッターはどのような方ですか。	東京都が定める一定の要件（研修受講、保育経験等）を満たしているベビーシッターです（要件証明書が発行されます）。 そのため、認定事業者に「東京都ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」と必ずお伝えください。
22		おすすめのベビーシッター事業者があれば教えてください。	恐れ入りますが、特定の事業者をご紹介することはできません。 また、料金形態・会費の有無・予約の取りやすさ等は、事業者により異なり、大田区ではご案内いたしかねますので、詳細は申請者様ご自身で事業者にお問い合わせください。 こども家庭庁が定める『ベビーシッターなどを利用するときの留意点』を確認いただいたうえで、各事業者のホームページ等を参考にご検討ください。

No	区分	質問	回答
23	利用方法	事前に区への登録は必要ですか。	区への事前登録は不要です。 事前に利用条件等をよくご確認の上、東京都の認定事業者と契約し、ご利用・お支払いが終わった後に申請してください（申請書類提出期限等は予めご確認ください）。
24		利用に当たっての注意点はありますか。	ご利用の際は、こども家庭庁が定める『ベビーシッターなどを利用するときの留意点』を必ずご確認ください。 また、認定事業者に「東京都ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」と必ずお伝えください。
25	共同保育	共同保育とは何ですか。	保護者とベビーシッターが共同して保育することで、子育ての不安を解消することを図ります。 なお、 保護者が契約において同意していること、保護者は常に保育に関わっていることが必要です。 保護者が、家事を行っている場合や在宅勤務時間中である場合などは、保育に関わっていないため、共同保育には当たりません。 ※共同保育は、事業者ごとに契約形態が異なるため、ご利用前に必ず事業者にご確認ください。
26	きょうだい利用 （共同保育）	共同保育の場合の利用料金について	ベビーシッター事業者により異なりますが、保護者が保育に関わる共同保育の場合でも、児童2人分の料金が発生する場合があります。 対象児童であれば、2人分の料金が補助対象になります。オプション料金扱いの共同保育も同様です。
26-2		共同保育で、13時～15時まできょうだい2人の保育を依頼しました。この場合、上の子と下の子の利用時間はそれぞれ何時間となりますか。	この場合、上の子と下の子の利用時間はそれぞれ13時～15時の2時間となります。
27		「児童1人に対しベビーシッター1人による保育」とあります。 ①きょうだい2人（いずれも未就学児）で利用する場合は、どうすればよいですか。	児童2人に対して、ベビーシッター2人の派遣が必要です。 利用内訳表は児童ごとに作成してください。 なお、共同保育を行う場合は、ベビーシッター1人でも対象となります。
27-2		②きょうだい2人（1人は未就学児、1人は小学生）で利用する場合は、どうすればよいですか。	「児童1人に対しベビーシッター1人による保育」であることが必要ですが、児童2人のうち1人が小学生以上の場合は、ベビーシッター1人の派遣でも補助対象となりますので、未就学児のご利用分を申請することができます。 ただし、その条件での保育可否はベビーシッター事業者ごとの判断となりますので事前に事業者へご相談ください。 （小学生の利用分は補助対象外です ※障がい児は除く）。
27-3		きょうだい3人（いずれも未就学児）で利用する場合は、どうすればよいですか。	児童3人に対して、ベビーシッター3人の派遣が必要です。 利用内訳表は児童ごとに作成してください。 なお、共同保育を行う場合は、ベビーシッター1人でも対象となります。 ※対象児童が3人以上でもベビーシッター1人＋保護者1人で補助対象となりますが、その条件での保育可否はベビーシッター事業者ごとの判断となりますので事前に事業者へご相談ください。
28	申請方法	申請書の氏名は、領収書の宛名と異なってもよいですか。	原則、領収書の宛名と申請者（保護者）は同一にしてください。 領収書が既に発行済みで、宛名が申請者と異なる場合でも、同一世帯の保護者の宛名であれば受け付けいたします。
29		振込先口座は申請者本人の名義でなくてもよいですか。	申請者と口座名義は、必ず同一にしてください。 また「申請書に記載した振込口座がわかる根拠資料（通帳又はキャッシュカードのコピー）」の添付が必要になります。 （各年度初回申請時又は口座情報変更の場合のみ）
30		振込先口座はどこの銀行が利用できますか。ネット銀行でもよいですか。	金融機関コード・支店コードがある金融機関なら利用可能です。
31		要件証明書は、ベビーシッター全員分必要ですか。	ひと月に複数のベビーシッターを利用した場合は、利用したベビーシッター全員分の「ベビーシッター要件証明書」を提出が必要です。
32		同じベビーシッターを複数回利用した場合、要件証明書は1枚でもよいですか。	ベビーシッター1人につき1枚で構いません。 ただし、次回以降の申請で省略することはできません（申請の都度、提出が必要になります）。
33		今月の利用で年間上限144時間（多胎児等の場合は288時間）を超過する見込みなのですが、申請はどうすればよいですか。	年間補助上限となる144時間（多胎児等の場合は288時間）を超過しないように考慮の上、内訳表の作成をお願いします。 ご提出いただいた領収書と内訳表記載の申請時間を確認し、補助金額を計算させていただきます。 ※年間累計の利用時間数については交付決定通知書からご確認ください。
34		ひと月の利用分について、2回に分けて申請できますか。たとえば、10月利用分を10時間と2時間に分けて申請できますか。	ひと月の利用分については、分けずにまとめてご申請ください。 ※1申請における、ひと月分の利用を合算して分単位を切り捨てするため、ひと月分まとめて申請頂くことで、切捨て時間が減る可能性があります。また、利用上限時間の適正管理につながるため、ご協力をお願いします。
35		利用時間が午後10時以降に時間がまたがる場合、日中時間として計算しますか。夜間時間として計算しますか。	都要綱に従い、時間は午後10時で区切ります。そのため、午後10時以降の利用時間は夜間時間として計算します。 なお、午前7時をまたぐ場合も同様の考え方です。 また、終了時間が24時以降になる場合、24時以降も同日として時間を加算し利用内訳表に記載してください。 （例1：午後7時～午前2時の利用→利用内訳表には19時～26時と記入） （例2：午後7時～午前7時の利用→利用内訳表には19時～31時と記入）
36		申請書類提出期限（締切日）はいつですか。	申請書類の提出期限は原則、当月利用分を翌月15日（必着）といたします。 なお、提出期限日が休日と重なる場合は、その直後の開庁日を提出期限日といたします。
37		申請書類提出期限を過ぎていても申請できますか。	年度の申請書類最終提出期限内であれば、毎月の申請書類提出期限を過ぎていても申請できます。 お支払いは、次の提出期限の支払時期と同じ時期になります。 ただし、申請書類最終提出期限である令和9年4月15日（木曜日）を過ぎた場合は申請できません。
38		年度の申請書類最終提出期限を過ぎてしまった場合はどのようにすればよいですか。	令和8年度は、令和9年4月15日（木曜日）が提出書類最終提出期限となります。 令和9年4月15日を過ぎた場合は、理由の如何を問わず申請はお受けできません。期日に余裕をもって申請をお願いします。 ベビーシッター利用支援事業は、年度単位で実施しているため、最終期限は厳守していただく必要があります。
39		年度をまたいで申請することはできますか。たとえば、3月利用分と併せて、新年度（4月以降）利用分を申請できますか。	3月利用分と併せて、新年度（4月以降）利用分を申請することはできません。 年度ごとに事業を実施しているため、それぞれ分けて申請してください。
40		期日に間に合わないので書類を対面で受け取ってほしい。	恐れ入りますが、対面でのお受付はできかねます。 必ず申請書類提出期限までにご郵送または電子申請をお願いします。
41		フリクション等、消えるペンで記入してもよいですか。	フリクション等、消えるペンでの記入はご遠慮ください。

No	区分	質問	回答
4 2		クーポンを利用する時間帯は、申請時間に数えなくてもよいですか。	クーポンを利用する時間帯についても申請時間としてカウントします。 領収書や利用明細に記載されている保育利用時間を利用内訳表にそのまま記載ください。
4 3		9：00～12：00（合計4時間）の利用で前半2時間を割引きクーポン等を利用する場合、後半2時間のみベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）で申請ができるか。	本事業においては割引クーポン等を利用する時間帯についても申請時間としてカウントするため、4時間の利用のうち2時間の利用分のみを申請することはできません。割引クーポン等を利用し、保育料の負担軽減を受けている場合は、減額された後の保育料が補助対象となります。
44		申請書類を書き間違えた場合、どうすればよいですか。	書き間違えた箇所は、二重線の上に押印し、二重線の上に書き直してください。 ただし、「申請者の氏名」、「申請額」、「振込先口座の口座番号および口座名義」、「誓約・同意事項の署名欄」は訂正・削除は「不可」となりますので、書き損じた場合は新しい用紙にお書き直してください。
4 5	対象利用料	ベビーシッター事業者への支払額はすべて対象になりますか。 （補助対象となる経費を教えてください）	ベビーシッター事業者への支払額のうち、 <u>純然たる保育サービス提供対価のみ</u> が対象となります。 入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費分、家事援助、その他サービス提供に付随する料金は、対象外となります。 また児童1人に対してベビーシッター1人による保育であることが必要です。（共同保育は対象） 詳細はホームページの「補助対象利用料」をご確認ください。
46		送迎は対象に含まれますか。	送迎のみの利用料は対象外となります。 <u>保育を伴う送迎（自宅等での保育＋園への送り、または園へのお迎え＋自宅等での保育）</u> であれば対象となります。
4 7		病児・病後児保育は対象に含まれますか。	対象となります。
48		沐浴は対象に含まれますか。	対象となります。
4 9		家事サービスは対象に含まれますか。	対象外となります。
5 0		家事サービスと保育サービスを同時に依頼した場合はどうなりますか。	家事サービスと保育サービスを同時に依頼した場合は、保育を行った時間分の料金のみ補助の対象となります。 保育の時間を明確に区別するため、利用内訳表には実際に保育サービスを行った時間をご記入ください。 なお、事業者の確認を取らせていただく場合もございますので審査には通常よりお時間を要する場合がございます。
5 1		1000円未満の金額は対象ですか。	対象となります。（1円単位での補助となります）
52		消費税は対象になりますか。	補助対象経費に係る消費税については対象となります。
5 3	対象利用料	月会費は対象になりますか。	対象外です。
53-2		会費の一部に保育料金が含まれる料金体系となっていますが、補助対象となりますか。	<u>保育サービスを利用した場合は、補助の対象となります。</u> 例えば、月会費制で、1回目の保育料金が会費の中に含まれる場合は、 <u>①保育サービスを利用したことが分かる利用明細書等</u> と合わせて、 <u>②該当月の月会費の明細書、領収書等</u> をご提出ください。 保育サービスを利用していない場合は、補助の対象外となります。
5 4		「定期利用」は対象となりますか。	本事業の要件に該当（東京都が認定するベビーシッター事業者で、ベビーシッター要件証明書を発行できるベビーシッターを利用し、日ごとの保育料や利用時間が明確にわかる等）すれば補助対象となります。 事業者ごとに定期利用の取り扱いが異なりますので、詳細につきましては事業者にご確認ください。
55	その他	振込日はいつ分かるのか。	補助金のお支払いは、申請書類提出期限の翌月末予定となります。（申請不備がない事が前提となります）
56		振込先口座をどこの金融機関に設定していたか確認したい。	個人情報となるためお伝えできません。各自ご確認ください。
57		交付を受けた補助金は、所得税等の課税対象となりますか。	本事業の補助金は非課税対象となります。